

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前記註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000 千円 -----	2020.9.4 ナイロビ (同日)	日本側 堀江良一在ケニア ケニア側 ウクル・ヤタニ 財務・計画長官	2020.9.24 404号
ケニア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	239,000 千円 2028.12.31 まで	2020.9.4 ナイロビ (同日)	日本側 堀江良一在ケニア ケニア側 ウクル・ヤタニ 財務・計画長官	2020.9.24 405号
ケニア	ナクル市及びその周辺並びにモンバサ市周辺配電設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	ナクル市及びその周辺並びにモンバサ市周辺配電設備整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,887,000 千円 2027.12.31 まで	2020.9.18 ナイロビ (同日)	日本側 堀江良一在ケニア ケニア側 ウクル・ヤタニ 財務・計画長官	2020.11.24 454号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。